

## 患者負担の大幅軽減等を求める意見書

先般、社会保障制度改革の工程などを定めた「社会保障プログラム法」が、参議院本会議で可決・成立した。この法律には「70歳から74歳の高齢者の自己負担を2割に」「介護保険において要支援者を給付から外す」など国民への負担増を求める内容を含んでいる。

今回、大阪の開業医団体である保険医協会が会員を対象に行った「医療・介護現場から見える貧困」実態調査では、「経済的理由により治療を中断したことがある」と回答した医療機関が26%に上るなど、あらためて府民への貧困の広がりが浮き彫りとなっている。また、「治療中断」のあった疾病は糖尿病、高血圧症、脂質異常症など慢性疾患のみならず、がん、脳卒中後遺症など命に直結するものにまで及んでいる。こうした状況でのさらなる負担増は「早期発見・早期治療」という医療の原則が成り立たずに患者の重症化を招き、行く行くは医療費の増大にもつながる。また国民健康保険財政の悪化を招き、地方自治体を疲弊させることは明白である。

よって、本議会は、政府並びに国会に対し、速やかに下記事項を実現することを強く要望する。

### 記

1. 患者負担の大幅軽減を行うこと。
2. 70歳から74歳への2割負担適用は撤回すること。
3. 介護保険における要支援の給付外し等、利用者への制限強化

を行わないこと。

4. 子ども医療費助成制度を国の制度として創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月26日

大阪府阪南市議会